

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが、今年6月の報道により発覚した。本件は、被害者が未成年であったことから保護者をはじめ地域社会に不安と衝撃を与えている。また、同事案の発覚に伴い、令和5年1月から令和6年5月末までの間で、性的暴行事件が、ほかに4件存在することが新たに判明し、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に県民の怒りが広がっている。

女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えることのみならず、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪である。また、昨年12月の事案は未成年者を対象とした極めて卑劣な行為であり、日米両国の法と正義に照らしても、断じて許されるものではなく、満身の怒りをもって抗議するものである。

本県議会は、米兵等による性的暴行事件が発生するたびに幾度となく綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れてきており、令和3年10月に発生した同様な事件に対しても、意見書・抗議決議を可決し、再発防止を厳重に訴えたばかりである。

それにもかかわらず、またしてもこのような凶悪事件が相次いで発生したことは、米軍の管理体制や隊員に対する人権教育の取組姿勢だけでなく、組織の人権意識に問題があると言わざるを得ない。

よって、本県議会は県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者への丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 3 米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的に実効性のある再発防止策を県民に示すこと。
- 4 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を取ること。
- 5 米軍構成員等の特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

上記のとおり決議する。

令和6年7月10日

沖 縄 県 議 会

駐 日 米 国 大 使
在 日 米 軍 司 令 官
在 日 米 軍 沖 縄 地 域 調 整 官
第 18 航 空 団 司 令 官
第 3 海 兵 遠 征 軍 司 令 官
在 沖 米 国 総 領 事

宛て